

株式会社東芝  
原子力技術研究所使用施設(N28-2)  
平成29年度第3回保安検査報告書

平成30年2月  
原子力規制委員会

# 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間	
(2) 保安検査実施者	
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目	
(2) 追加検査項目	
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価	
(2) 検査結果	
(3) 違反事項	
4. 特記事項 .....	4

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成29年12月4日(月)

### (2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟 他

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより保安規定の遵守状況の確認を行った。

### (1) 基本検査項目

- ① 放射線管理の実施状況
- ② 放射線測定の実施状況

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射線管理」及び「放射線測定」を検査項目として検査を実施した。

「放射線管理の実施状況」については、平成28年12月以降を対象として検査を行い、検査の結果、管理区域及び周辺監視区域については、他の場所と区別するため、壁、柵等により区画され、標識が設けられており、それらの設定に変更はないことを確認した。保安規定では、管理区域に係る線量等の基準値を超え、又は超えるおそれのある区域を一時管理区域として設定表示及び解除を行うこととしているが、一時管理区域を設定した事例はないことを確認した。また、管理区域に立ち入る者は、放射線測定器の着用等、保安規定に定める事項を遵守していること等を、「管理区域一時立入(作業用)実績(平成28年12月～平成29年10月)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

「放射線測定の実施状況」については、平成28年12月以降を対象として検査を行い、検査の結果、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び周辺監視区域境界において、線量当量又は線量当量率を測定するとともに、貯蔵施設及び廃棄施設において表面密度を測定し異常な値は検出されていないこと等を、「表面密度測定記録(平成28年12月～平成29年10月)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

また、放射性廃棄物の保管容器交換作業においては、事前に放射線作業計画を作成し、管理区域責任者が放射線管理室長（以下「放管長」という。）の審査と核燃料取扱主務者（以下「主務者」という。）の確認を得て承認したうえで、マスク等の放射線防護具を着用して実施していることを、「放射線作業計画（平成28年11月～平成29年9月）」、「放射線作業実施報告書（平成29年1月～平成29年10月）」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

## （2）検査結果

### ①放射線管理の実施状況

放射線管理が適切に行われているか、平成28年度下期以降を対象として検査を行った。

検査の結果、管理区域及び周辺監視区域については、他の場所と区別するため、壁、柵等により区画され、わかりやすい位置に標識が設けられており、それらの設定に変更はないことを関係者聴取及び現場立入りで確認した。

管理担当部長は、周辺監視区域へ業務上立ち入る者以外の立入りを制限するとともに、管理区域の出入口は静脈認証の登録による鍵により管理をしていることを、「入退域用場所登録申請所（平成28年12月～平成29年10月）」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

放管長は、管理区域への立入りを放射線業務従事者及び一時立入者として許可された者のみとしており、一時立入者が管理区域に立ち入る際には放射線業務従事者を同行させていることを、「管理区域一時立入（作業用）申請書（平成28年12月～平成29年10月）」等の記録、関係者聴取により確認した。

管理担当部長は、主務者の同意を得て、管理区域に係る線量等の基準値を超え、又は超えるおそれのある区域を一時管理区域として設定表示及び解除を行うこととしているが、一時管理区域を設定した事例はないことを関係者聴取により確認した。

管理区域に立ち入る者は、放管長及び管理区域責任者の指示に従う他放射線測定器の着用等、保安規定に定める事項を遵守していることを、「外部被ばく線量測定報告書（平成28年12月～平成29年10月）」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

### ②放射線測定の実施状況

放射線測定の実施が適切に行われているか、平成28年度下期以降を対象として検

査を行った。

検査の結果、放管長は、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び周辺監視区域境界において、線量当量又は線量当量率を測定するとともに、貯蔵施設及び廃棄施設において、表面密度を測定しており、異常な値は検出されていないことを、「線量当量率測定記録(平成28年12月～平成29年10月)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

放射性廃棄物の保管容器交換作業においては、事前に放射線作業計画を作成し、管理区域責任者が放管長の審査と主務者の確認を得て承認したうえで、マスク等の放射線防護具を着用して実施していること、同計画に基づき、保管容器交換作業のためのグリーンハウスの排気中放射性物質濃度を測定するとともに、グリーンハウス内の、作業中の空気中放射性物質濃度、並びに作業前、作業中及び作業終了後の線量当量率及び表面密度を測定し、排気中放射性物質濃度は周辺監視区域外の濃度限度を超えない(検出限界以下)こと、表面密度は表面密度限度の十分の一を超えないことを、「放射線作業計画(平成28年7月～平成29年3月、平成29年6月～8月)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

外部被ばくによる線量当量の測定は、所定の放射線測定器を用いて行っており、補助放射線測定器による測定は毎日、放射線測定器による測定については毎月の測定結果を記録し、保管していること、補助放射線測定器による測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、放射線測定器の測定をその都度行うとしているが、その事例はなかったことを、「放射線作業従事者補助放射線測定器測定実績(平成28年12月～平成29年10月)」等の記録、関係者聴取により確認した。

内部被ばくによる線量は、グリーンハウス内の作業について空気中放射性物質濃度により算出し、0.1ミリシーベルトを下回っていることを、「内部被ばく算定・評価結果報告(平成28年12月～平成29年10月)」等の記録、関係者聴取により確認した。

放管長は、放射線の量等の測定結果を記録し、この記録を5年間保存していること、個人の測定結果及びその結果から実効線量並びに等価線量を算出した記録を原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すまでの間保存するとともに、個人被ばく線量の測定結果については、記録のつど対象者にその写しを交付していることを、「個人管理台帳(平成29年10月分)」、「個人線量通知(平成29年10月)」等の記録、関係者聴取により確認した。

なお、4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた事例はなかったことを、「個人管理台帳(平成29年10月分)」等の記録、関係者聴取により確認した。

放管長は、管理区域内の人の立ち入る場所における線量当量率及び表面汚染に係る測定結果が保安規定に定める値を超え、又はそのおそれのある場合には、管理担当部長に報告するとともに、N28-2担当部長に通知し、直ちに適切な措置を講じることとしているが、その事例はなかったことを関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

保安検査日程

月日	12月4日(月)	備考
午前	●初回会議 ○放射線管理の実施状況	
午後	○放射線測定の実施状況 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注)○:基本検査項目、◇:抜き打ち検査項目 ●:会議等